

## 平成二十九年政令第三百二十八号

電子委任状の普及の促進に関する法律第六  
条第一項の期間を定める政令

内閣は、電子委任状の普及の促進に関する法律  
(平成二十九年法律第六十四号)第六條第一項の  
規定に基づき、この政令を制定する。

電子委任状の普及の促進に関する法律第六條  
第一項の政令で定める期間は、三年とする。

## 附 則

この政令は、電子委任状の普及の促進に関す  
る法律の施行の日(平成三十年一月一日)から  
施行する。